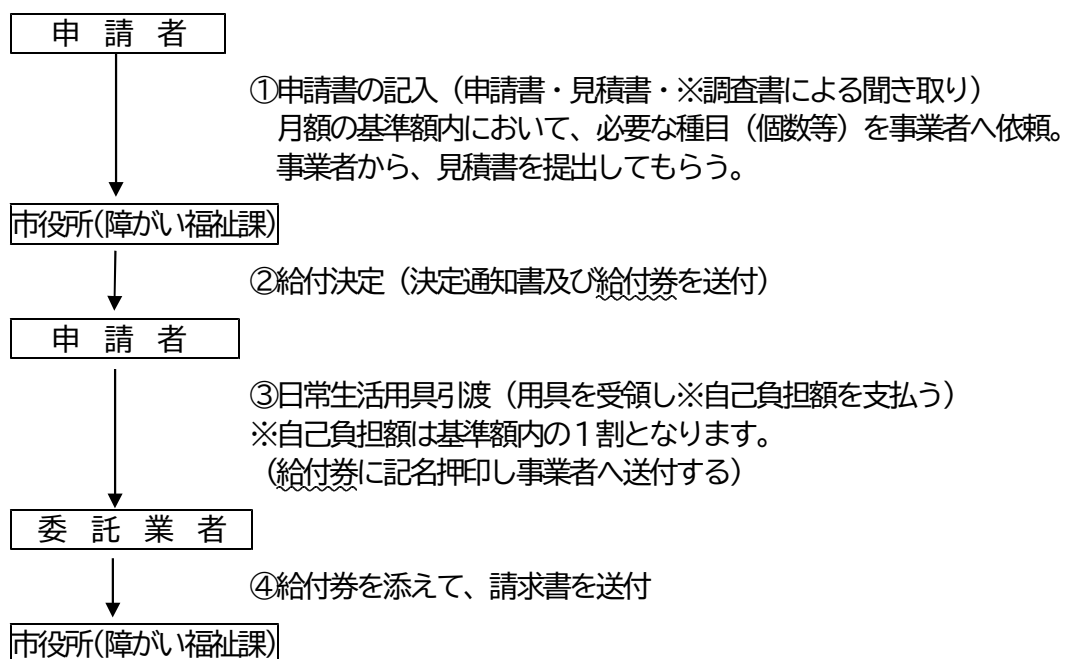


【日常生活用具給付案内】（内部障がい用）

種 目 (耐用年数)	障害及び程度	性 能 (基準額)
火災警報器 (8年)	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（基準額 15,500円）
自動消火器 (8年)		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの（基準額 28,700円）
透析液加温器 (5年)	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の方	透析液を加温し、一定温度に保つもの（基準額 51,500円）
ネブライザー (吸入器) (5年)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる方 (呼吸器機能で身体障害者手帳を所持していない身体障がい者（児）の場合は、医師の意見書要)	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの（基準額 36,000円）
電気式たん吸引器 (5年)		身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの（基準額 56,400円）
酸素ボンベ運搬車 (10年)	呼吸器機能障がい者（児）かつ医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの（基準額 17,000円）

【日常生活用具の申請から給付まで】 申請に必要な物：身体障害者手帳、個人番号カード



【申請先・問合せ先】

- 古河市総和福祉センター「健康の駅」障がい福祉課 Tel92-4919（直通）
- 総和庁舎：市民総合窓口課：Tel92-3111（代表）
- 古河庁舎：市民総合窓口室 Tel22-5111（代表）
- 三和庁舎：市民総合窓口室 Tel76-1511（代表）